

雇児母発 0130 第 1 号
平成 27 年 1 月 30 日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 母子保健主管部(局)長 殿
 { 中核市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について

小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定については、「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について（平成 26 年 11 月 20 日雇児母発 1120 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）」により行われているところであるが、今般、当該通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 27 年 1 月 1 日から適用することとしたので、通知する。

貴職におかれては、本通知の内容につき御了知の上、その運用に遺漏なきよう努めるとともに、関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

新	旧
<p>144号) 第6条第1項に規定する被保護者である場合の医療費支給認定保護者</p> <p>イ) 支給認定世帯の世帯員が中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付を受けている場合の医療費支給認定保護者</p> <p>ウ) 支給認定世帯の世帯員が児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額(平成26年厚生労働省告示第463号)第二号ニに規定する医療費支給認定保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であつて、かつ、健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する食事療養費標準負担額の2分の1の額を負担することとしたならば生活保護法第2条に規定する保護を必要とする状態となるものであつて食事療養標準負担額を零としたならば保護を必要としない状態になる者)</p> <p>エ) 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が厚生労働大臣が定める者(平成26年厚生労働省告示第462号)第4号に規定する血友病又はこれに類する疾病にかかっている場合の当該医療費支給認定保護者</p> <p>なお、上記ア)～エ)に掲げる者を保護者とする小児慢性特定疾病児童等については、平成30年1月1日以降についても同様の取扱いとすること。</p>	
(4) (略)	(4) (略)
(5) (略)	(5) (略)
2 実施の時期 (略)	2 実施の時期 (略)

新	旧
<p data-bbox="98 164 1093 236">小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について</p> <p data-bbox="577 288 613 320">記</p> <p data-bbox="120 363 591 395">1 公費負担者番号等の設定方法</p> <p data-bbox="120 403 188 435">(略)</p> <p data-bbox="120 443 268 475">(1) (略)</p> <p data-bbox="120 528 268 560">(2) (略)</p> <p data-bbox="120 612 537 644">(3) 実施機関番号③ (3桁)</p> <p data-bbox="188 652 331 684"><u>ア 原則</u></p> <p data-bbox="188 692 1084 772">都道府県、指定都市、中核市の実施機関番号については、別添のとおりとすること。</p> <p data-bbox="188 780 1084 1059">なお、平成 26 年 12 月 31 日時点で小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっており、かつ、平成 27 年 1 月 1 日以後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、既認定者となり、平成 29 年 12 月 31 日までの診療分は、700 番台の実施機関番号 (別添 1) とし、平成 30 年 1 月 1 日以降の診療分については、800 番台の実施機関番号 (別添 2) を用いることとする。</p> <p data-bbox="188 1067 1084 1187">また、平成 27 年 1 月 1 日以降、新たに小児慢性特定疾病医療支援の対象者となった場合には、800 番台の実施機関番号 (別添 2) とする。</p> <p data-bbox="188 1240 331 1272"><u>イ 例外</u></p> <p data-bbox="188 1279 1084 1399"><u>アに関わらず、次のア)～エ)に掲げる者が平成 27 年 1 月 1 日以降に医療費支給認定を受けた場合においても、700 番台の実施機関番号とすること。</u></p> <p data-bbox="232 1407 1084 1439"><u>ア) 支給認定世帯の世帯員が生活保護法 (昭和 25 年法律第</u></p>	<p data-bbox="1093 164 2072 236">小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について</p> <p data-bbox="1563 280 1599 312">記</p> <p data-bbox="1115 363 1585 395">1 公費負担者番号等の設定方法</p> <p data-bbox="1115 403 1182 435">(略)</p> <p data-bbox="1115 443 1263 475">(1) (略)</p> <p data-bbox="1115 528 1263 560">(2) (略)</p> <p data-bbox="1115 612 1532 644">(3) 実施機関番号③ (3桁)</p> <p data-bbox="1173 692 2069 772">都道府県、指定都市、中核市の実施機関番号については、別添のとおりとすること。</p> <p data-bbox="1173 780 2069 1059">なお、平成 26 年 12 月 31 日時点で小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっており、かつ、平成 27 年 1 月 1 日以後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、既認定者となり、平成 29 年 12 月 31 日までの診療分は、700 番台の実施機関番号 (別添 1) とし、平成 30 年 1 月 1 日以降の診療分については、800 番台の実施機関番号 (別添 2) を用いることとする。</p> <p data-bbox="1173 1067 2069 1187">また、平成 27 年 1 月 1 日以降、新たに小児慢性特定疾病医療支援の対象者となった場合には、800 番台の実施機関番号 (別添 2) とする。</p>

(改正後全文)

雇児母発 1120 第 1 号

平成 26 年 11 月 20 日

[改正経過]

第 1 次改正 平成 27 年 1 月 30 日 雇児母発 0130 第 1 号

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 母子保健主管部(局)長 殿
 { 中核市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び
受給者番号の設定について

今般、「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 47 号)
により、小児慢性特定疾病医療支援の給付(小児慢性特定疾病医療
費)については、公平で安定的な医療費助成の仕組みが構築され、
平成 27 年 1 月 1 日から施行となる。

これに伴い、小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番
号及び受給者番号の設定については、下記のとおりとするので、こ
れに基づき適切に取り扱われたい。

ただし、平成 26 年 12 月 31 日までに行われた改正前の児童福祉法
(昭和 22 年第 164 号)第 21 条の 5 の規定に基づく小児慢性特定疾
患治療研究事業(以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。)
による医療の給付に係る公費負担者番号の取扱いについては、なお
従前の例によるものとする。

記

1 公費負担者番号等の設定方法

公費負担者番号	①	②	③	④
公費負担者医療の受給者番号	⑤			④

(1) 法別番号①(2桁)

小児慢性特定疾病医療支援の法別番号は「52」とすること。

(2) 都道府県番号②(2桁)

「保険者番号等の設定について（昭和 51 年 8 月 7 日保発第 45 号・庁保発第 34 号）」の別表 2 の都道府県番号表の番号とすること。（総務省採用の都道府県番号と同様）

（3）実施機関番号③（3桁）

ア 原則

都道府県、指定都市、中核市の実施機関番号については、別添のとおりとすること。

なお、平成 26 年 12 月 31 日時点で小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっており、かつ、平成 27 年 1 月 1 日以後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、既認定者となり、平成 29 年 12 月 31 日までの診療分は、700 番台の実施機関番号（別添 1）とし、平成 30 年 1 月 1 日以降の診療分については、800 番台の実施機関番号（別添 2）を用いることとする。

また、平成 27 年 1 月 1 日以降、新たに小児慢性特定疾病医療支援の対象者となった場合には、800 番台の実施機関番号（別添 2）とする。

イ 例外

アに関わらず、次のア)～エ)に掲げる者が平成 27 年 1 月 1 日以降に医療費支給認定を受けた場合においても、700 番台の実施機関番号とすること。

ア) 支給認定世帯の世帯員が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合の医療費支給認定保護者

イ) 支給認定世帯の世帯員が中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条に規定する支援給付を受けている場合の医療費支給認定保護者

ウ) 支給認定世帯の世帯員が児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成 26 年厚生労働省告示第 463 号）第二号ニに規定する医療費支給認定保護者（生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者であって、かつ、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 85 条第 2 項に規定する食事療養費標準負担額の 2 分の 1 の額を負担することとしたならば生活保護法第 2 条に規定する保護を必要とする状態となるものであって食事療養標準負担額を零としたならば保護を必要としない状態になる者）

エ) 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が厚生労働大臣が定める者（平成 26 年厚生労働省告示第 462 号）第 4 号に規定する血友病又はこれに類する疾病にかかっている場合の当該医療費支給認定保護者

なお、上記ア)～エ)に掲げる者を保護者とする小児慢性特定疾病児

童等については、平成 30 年 1 月 1 日以降についても同様の取扱いとすること。

(4) 検証番号④(1桁)

次の方式により算定すること。

ア 実施機関番号の各数の末尾の桁を起点として順次 2 と 1 を乗じる。

イ アで算出した積の和を求める。ただし、積が 2 桁となる場合は、1 桁目と 2 桁目の数字の和とする。

ウ 10 とイで算出した数字の下 1 桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、イで算出した数字の 1 の位の数が 0 のときは検証番号を 0 とする。

例)

法	別	都道府県	実施機関
番	号	番	号
5	2	0	1 7 0 1
×	×	×	×
2	1	2	1 2 1 2

$(1+0) + 2 + 0 + 1 + (1+4) + 0 + 2 = 11$
 $10 - 1 = \boxed{9} \dots$ 検証番号

(5) 受給者番号⑤(7桁)

ア 受給者番号は、受給者区分 6 桁、検証番号 1 桁、計 7 桁の番号とすること。

イ 受給者区分は、実施機関ごとに設定すること。

ウ 検証番号は、(4)と同様の方法により算出すること。

2 実施の時期

平成 27 年 1 月診療分(2 月請求分)から実施すること。

ただし、別表に掲げる平成 27 年 4 月から中核市に移行する越谷市、八王子市については、平成 27 年 4 月診療分(5 月請求分)から実施とする。

(別添1)既認定者

	実施機関名	公費負担者番号							
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号		検証番号	
1	北海道	5	2	0	1	7	0	1	9
	札幌市	5	2	0	1	7	0	2	7
	旭川市	5	2	0	1	7	0	3	5
	函館市	5	2	0	1	7	0	4	3
2	青森県	5	2	0	2	7	0	1	8
	青森市	5	2	0	2	7	0	2	6
3	岩手県	5	2	0	3	7	0	1	7
	盛岡市	5	2	0	3	7	0	2	5
4	宮城県	5	2	0	4	7	0	1	6
	仙台市	5	2	0	4	7	0	2	4
5	秋田県	5	2	0	5	7	0	1	5
	秋田市	5	2	0	5	7	0	2	3
6	山形県	5	2	0	6	7	0	1	4
7	福島県	5	2	0	7	7	0	1	3
	郡山市	5	2	0	7	7	0	2	1
	いわき市	5	2	0	7	7	0	3	9
8	茨城県	5	2	0	8	7	0	1	2
9	栃木県	5	2	0	9	7	0	1	1
	宇都宮市	5	2	0	9	7	0	2	9
10	群馬県	5	2	1	0	7	0	1	8
	前橋市	5	2	1	0	7	0	2	6
	高崎市	5	2	1	0	7	0	3	4
11	埼玉県	5	2	1	1	7	0	1	7
	さいたま市	5	2	1	1	7	0	2	5
	川越市	5	2	1	1	7	0	3	3
	越谷市	5	2	1	1	7	0	4	1
12	千葉県	5	2	1	2	7	0	1	6
	千葉市	5	2	1	2	7	0	2	4
	船橋市	5	2	1	2	7	0	3	2
	柏市	5	2	1	2	7	0	4	0
13	東京都	5	2	1	3	7	0	1	5
	八王子市	5	2	1	3	7	0	2	3
14	神奈川県	5	2	1	4	7	0	1	4
	横浜市	5	2	1	4	7	0	2	2
	川崎市	5	2	1	4	7	0	3	0
	相模原市	5	2	1	4	7	0	4	8
	横須賀市	5	2	1	4	7	0	5	5
15	新潟県	5	2	1	5	7	0	1	3
	新潟市	5	2	1	5	7	0	2	1
16	富山県	5	2	1	6	7	0	1	2

富山市	5	2	1	6	7	0	2	0
17 石川県	5	2	1	7	7	0	1	1
金沢市	5	2	1	7	7	0	2	9
18 福井県	5	2	1	8	7	0	1	0
19 山梨県	5	2	1	9	7	0	1	9
20 長野県	5	2	2	0	7	0	1	6
長野市	5	2	2	0	7	0	2	4
21 岐阜県	5	2	2	1	7	0	1	5
岐阜市	5	2	2	1	7	0	2	3
22 静岡県	5	2	2	2	7	0	1	4
静岡市	5	2	2	2	7	0	2	2
浜松市	5	2	2	2	7	0	3	0
23 愛知県	5	2	2	3	7	0	1	3
名古屋市	5	2	2	3	7	0	2	1
豊田市	5	2	2	3	7	0	3	9
豊橋市	5	2	2	3	7	0	4	7
岡崎市	5	2	2	3	7	0	5	4
24 三重県	5	2	2	4	7	0	1	2
25 滋賀県	5	2	2	5	7	0	1	1
大津市	5	2	2	5	7	0	2	9
26 京都府	5	2	2	6	7	0	1	0
京都市	5	2	2	6	7	0	2	8
27 大阪府	5	2	2	7	7	0	1	9
大阪市	5	2	2	7	7	0	2	7
堺市	5	2	2	7	7	0	3	5
高槻市	5	2	2	7	7	0	4	3
東大阪市	5	2	2	7	7	0	5	0
豊中市	5	2	2	7	7	0	6	8
枚方市	5	2	2	7	7	0	7	6
28 兵庫県	5	2	2	8	7	0	1	8
神戸市	5	2	2	8	7	0	2	6
姫路市	5	2	2	8	7	0	3	4
西宮市	5	2	2	8	7	0	4	2
尼崎市	5	2	2	8	7	0	5	9
29 奈良県	5	2	2	9	7	0	1	7
奈良市	5	2	2	9	7	0	2	5
30 和歌山県	5	2	3	0	7	0	1	4
和歌山市	5	2	3	0	7	0	2	2
31 鳥取県	5	2	3	1	7	0	1	3
32 島根県	5	2	3	2	7	0	1	2
33 岡山県	5	2	3	3	7	0	1	1
岡山市	5	2	3	3	7	0	2	9
倉敷市	5	2	3	3	7	0	3	7

34 広島県	5	2	3	4	7	0	1	0
広島市	5	2	3	4	7	0	2	8
福山市	5	2	3	4	7	0	3	6
35 山口県	5	2	3	5	7	0	1	9
下関市	5	2	3	5	7	0	2	7
36 徳島県	5	2	3	6	7	0	1	8
37 香川県	5	2	3	7	7	0	1	7
高松市	5	2	3	7	7	0	2	5
38 愛媛県	5	2	3	8	7	0	1	6
松山市	5	2	3	8	7	0	2	4
39 高知県	5	2	3	9	7	0	1	5
高知市	5	2	3	9	7	0	2	3
40 福岡県	5	2	4	0	7	0	1	2
北九州市	5	2	4	0	7	0	2	0
福岡市	5	2	4	0	7	0	3	8
久留米市	5	2	4	0	7	0	4	6
41 佐賀県	5	2	4	1	7	0	1	1
42 長崎県	5	2	4	2	7	0	1	0
長崎市	5	2	4	2	7	0	2	8
43 熊本県	5	2	4	3	7	0	1	9
熊本市	5	2	4	3	7	0	2	7
44 大分県	5	2	4	4	7	0	1	8
大分市	5	2	4	4	7	0	2	6
45 宮崎県	5	2	4	5	7	0	1	7
宮崎市	5	2	4	5	7	0	2	5
46 鹿児島県	5	2	4	6	7	0	1	6
鹿児島市	5	2	4	6	7	0	2	4
47 沖縄県	5	2	4	7	7	0	1	5
那覇市	5	2	4	7	7	0	2	3

(別添2)新規認定者

	実施機関名	公費負担者番号							
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号		検証番号	
1	北海道	5	2	0	1	8	0	1	7
	札幌市	5	2	0	1	8	0	2	5
	旭川市	5	2	0	1	8	0	3	3
	函館市	5	2	0	1	8	0	4	1
2	青森県	5	2	0	2	8	0	1	6
	青森市	5	2	0	2	8	0	2	4
3	岩手県	5	2	0	3	8	0	1	5
	盛岡市	5	2	0	3	8	0	2	3
4	宮城県	5	2	0	4	8	0	1	4
	仙台市	5	2	0	4	8	0	2	2
5	秋田県	5	2	0	5	8	0	1	3
	秋田市	5	2	0	5	8	0	2	1
6	山形県	5	2	0	6	8	0	1	2
7	福島県	5	2	0	7	8	0	1	1
	郡山市	5	2	0	7	8	0	2	9
	いわき市	5	2	0	7	8	0	3	7
8	茨城県	5	2	0	8	8	0	1	0
9	栃木県	5	2	0	9	8	0	1	9
	宇都宮市	5	2	0	9	8	0	2	7
10	群馬県	5	2	1	0	8	0	1	6
	前橋市	5	2	1	0	8	0	2	4
	高崎市	5	2	1	0	8	0	3	2
11	埼玉県	5	2	1	1	8	0	1	5
	さいたま市	5	2	1	1	8	0	2	3
	川越市	5	2	1	1	8	0	3	1
	越谷市	5	2	1	1	8	0	4	9
12	千葉県	5	2	1	2	8	0	1	4
	千葉市	5	2	1	2	8	0	2	2
	船橋市	5	2	1	2	8	0	3	0
	柏市	5	2	1	2	8	0	4	8
13	東京都	5	2	1	3	8	0	1	3
	八王子市	5	2	1	3	8	0	2	1
14	神奈川県	5	2	1	4	8	0	1	2
	横浜市	5	2	1	4	8	0	2	0
	川崎市	5	2	1	4	8	0	3	8
	相模原市	5	2	1	4	8	0	4	6
	横須賀市	5	2	1	4	8	0	5	3
15	新潟県	5	2	1	5	8	0	1	1
	新潟市	5	2	1	5	8	0	2	9
16	富山県	5	2	1	6	8	0	1	0

	富山市	5	2	1	6	8	0	2	8
17	石川県	5	2	1	7	8	0	1	9
	金沢市	5	2	1	7	8	0	2	7
18	福井県	5	2	1	8	8	0	1	8
19	山梨県	5	2	1	9	8	0	1	7
20	長野県	5	2	2	0	8	0	1	4
	長野市	5	2	2	0	8	0	2	2
21	岐阜県	5	2	2	1	8	0	1	3
	岐阜市	5	2	2	1	8	0	2	1
22	静岡県	5	2	2	2	8	0	1	2
	静岡市	5	2	2	2	8	0	2	0
	浜松市	5	2	2	2	8	0	3	8
23	愛知県	5	2	2	3	8	0	1	1
	名古屋市	5	2	2	3	8	0	2	9
	豊田市	5	2	2	3	8	0	3	7
	豊橋市	5	2	2	3	8	0	4	5
	岡崎市	5	2	2	3	8	0	5	2
24	三重県	5	2	2	4	8	0	1	0
25	滋賀県	5	2	2	5	8	0	1	9
	大津市	5	2	2	5	8	0	2	7
26	京都府	5	2	2	6	8	0	1	8
	京都市	5	2	2	6	8	0	2	6
27	大阪府	5	2	2	7	8	0	1	7
	大阪市	5	2	2	7	8	0	2	5
	堺市	5	2	2	7	8	0	3	3
	高槻市	5	2	2	7	8	0	4	1
	東大阪市	5	2	2	7	8	0	5	8
	豊中市	5	2	2	7	8	0	6	6
	枚方市	5	2	2	7	8	0	7	4
28	兵庫県	5	2	2	8	8	0	1	6
	神戸市	5	2	2	8	8	0	2	4
	姫路市	5	2	2	8	8	0	3	2
	西宮市	5	2	2	8	8	0	4	0
	尼崎市	5	2	2	8	8	0	5	7
29	奈良県	5	2	2	9	8	0	1	5
	奈良市	5	2	2	9	8	0	2	3
30	和歌山県	5	2	3	0	8	0	1	2
	和歌山市	5	2	3	0	8	0	2	0
31	鳥取県	5	2	3	1	8	0	1	1
32	島根県	5	2	3	2	8	0	1	0
33	岡山県	5	2	3	3	8	0	1	9
	岡山市	5	2	3	3	8	0	2	7
	倉敷市	5	2	3	3	8	0	3	5

34	広島県	5	2	3	4	8	0	1	8
	広島市	5	2	3	4	8	0	2	6
	福山市	5	2	3	4	8	0	3	4
35	山口県	5	2	3	5	8	0	1	7
	下関市	5	2	3	5	8	0	2	5
36	徳島県	5	2	3	6	8	0	1	6
37	香川県	5	2	3	7	8	0	1	5
	高松市	5	2	3	7	8	0	2	3
38	愛媛県	5	2	3	8	8	0	1	4
	松山市	5	2	3	8	8	0	2	2
39	高知県	5	2	3	9	8	0	1	3
	高知市	5	2	3	9	8	0	2	1
40	福岡県	5	2	4	0	8	0	1	0
	北九州市	5	2	4	0	8	0	2	8
	福岡市	5	2	4	0	8	0	3	6
	久留米市	5	2	4	0	8	0	4	4
41	佐賀県	5	2	4	1	8	0	1	9
42	長崎県	5	2	4	2	8	0	1	8
	長崎市	5	2	4	2	8	0	2	6
43	熊本県	5	2	4	3	8	0	1	7
	熊本市	5	2	4	3	8	0	2	5
44	大分県	5	2	4	4	8	0	1	6
	大分市	5	2	4	4	8	0	2	4
45	宮崎県	5	2	4	5	8	0	1	5
	宮崎市	5	2	4	5	8	0	2	3
46	鹿児島県	5	2	4	6	8	0	1	4
	鹿児島市	5	2	4	6	8	0	2	2
47	沖縄県	5	2	4	7	8	0	1	3
	那覇市	5	2	4	7	8	0	2	1